地域自立支援協議会
令和8年8月4日
福祉保健部障害福祉課
資料2

令和８年度

東久留米市第７期障害福祉計画

ＰＤＣＡ表

1　令和８年度に向けた目標の設定

障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する事項について、基本指針に即し、地域の実情に応じて、令和８年度における目標を設定し、計画を推進します。第７期計画は令和８年度が最終年となり、令和９年度から第８期計画となります。

（１）福祉施設入所者の地域生活への移行　●●●●●●

基本指針では、令和４年度末時点における施設入所者数のうち、６％以上が令和８年度末において地域生活に移行するとともに、令和８年度末における施設入所者数を、令和４年度末から５％以上削減することを基本としています。

【数値目標の設定】

項目	令和７年度 実績	令和８年度 目標値 （第７期）	算出方法
令和４年度末の施設入所者数　94 人	88 人	89 人	年度末の施設入所者数
地域生活移行者数	２人 （死亡２人）	６人	令和４年度末（第６期）の施設入所者のうち、３年間でグループホーム等へ移行する人数
削減数	２人	５人	施設入所者数の削減見込数

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、基本指針や成果目標を踏まえて、引き続き保健・医療・福祉関係者による協議を継続して行います。本市においては、東久留米市精神保健福祉ケア連絡会を協議の場としています。また、取組を推進するための活動指標及び東京都の示す地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量を設定します。

■活動指標

①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の１年間の開催回数の見込みを設定します。

（年間あたり）

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
開催数	1	3	2	3(3)	3(3)	(3)

括弧内は見込み値

②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定します。

（年間あたり）

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
保健関係参加者数	1	4	6	5(2)	8(2)	(2)
医療（精神科）関係参加者数	0	1	0	0(5)	1(5)	(5)
医療（精神科以外）関係参加者数	2	11	6	5(0)	14(0)	(0)
福祉関係参加者数	6	29	18	32(16)	24(16)	(16)
介護関係参加者数	0	0	0	0(0)	0(0)	(0)
当事者及び家族等の関係者参加者数	0	0	0	1(2)	0(2)	(2)

延べ人数。括弧内は見込み値

③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、目標及び評価の実施回数の見込みを設定します。

（年間あたり）

区分	第７期（見込み）		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
目標設定及び評価の実施回数	1（1）	1（1）	（1）

括弧内は見込み値

④　事業量の見込み

（月あたり）

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
精神障害者の地域移行支援の利用者数	0	0	1	1（1）	2（2）	（2）
精神障害者の地域定着支援の利用者数	0	0	0	0（1）	0（1）	（1）
精神障害者の共同生活援助の利用者数	29	37	58	52（43）	70（44）	（46）
精神障害者の自立生活援助の利用者数	0	1	0	0（1）	0（1）	（1）
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	18	24	37	29（29）	40（31）	（33）

括弧内は見込み値

（３）地域生活支援の充実

基本指針では、障害のある人の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和８年度末までの間、各市町村において、障害のある人の地域生活支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を備える地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実情等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とするとされています。

本市においては、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備を基本とし、必要な機能や地域における支援体制の把握を進め、令和８年度末までに、地域生活支援拠点等を整備するべく検討します。また、整備に当たっては国が示すコーディネーター等の配置を念頭に置くとともに、整備後には、年１回以上、運用状況を検証及び検討することとします。

また、強度行動障害を有する人への支援体制の充実を図るため、その状況や支援ニーズを把握するとともに、地域の関係機関が連携した支援体制の整備について検討します。併せて必要に応じ、強度行動障害等を有する重度障害のある人の受入れが可能な事業所の確保に努めます。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和８年度中に一般就労に移行する人等について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

【数値目標の設定】

項目	令和７年度 実績	令和８年度 目標値 （第７期）	算出方法
令和３年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 令和３年度実績：16 人	６人	21 人	年度中に福祉施設を退所して一般就労した人数の実績 目標値：令和３年度実績の 1.28 倍以上
うち就労移行支援事業の一般就労移行者数 令和３年度実績：９人	５人	10 人	目標値：令和３年度実績の 1.31 倍以上
利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の就労移行支援事業所	全体の５割以上		
うち就労継続支援Ａ型事業の一般就労移行者数 令和３年度実績：０人	０人	１人	目標値：令和３年度実績の 1.29 倍以上
うち就労継続支援Ｂ型事業の一般就労移行者数 令和３年度実績：６人	１人	８人	目標値：令和３年度実績の 1.28 倍以上
就労定着支援事業の利用者 令和３年度実績：31 人	38 人	44 人	目標値：令和３年度実績の 1.41 倍以上
就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所	全体の２割５分以上		

（５）相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和８年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置します。基幹相談支援センターに主任相談支援専門員の配置を目指すとともに、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言や研修等の実施による地域の相談支援事業所の人材育成など、相談支援体制の強化を図る体制の確保について検討します。

なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、相談支援専門員の連絡会における個別事例の検討などを通じ、地域の相談支援体制の強化に努めます。

区分	第７期（見込み）		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
基幹相談支援センターの設置	検討	検討	有
地域の相談支援事業所に対する訪問等による指導・助言件数	検討	検討	（3）
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	検討	検討	（1）
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	検討	検討	（12）
個別事例の支援内容の検証の実施回数	検討	検討	（12）
主任相談支援専門員の配置数	検討	検討	（1）

また、地域自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を進めるため、活動指標の見込みを設定します。

（年間あたり）

区分	第７期（見込み）		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討回数	10（12）	10（12）	（12）
事例検討への参加事業者数・機関数	19（17）	19（17）	（17）
協議会の専門部会の設置数	３（3）	３（3）	（3）
協議会の専門部会の実施回数	５（12）	２（12）	（12）

（６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

基本指針では、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障害福祉サービスの提供を行うことが重要であるとされています。

本市においては、障害福祉サービス等に係る各種研修等を活用し、障害者総合支援法等についての職員の理解を深めるとともに、障害福祉サービス費等の請求の過誤をなくすための取組や、適正な運営を行っている事業所を確保するための取組として、請求の審査結果を分析し得られる過誤の発生傾向や、東京都が実施する指定障害福祉サービス事業者への指導監査の結果を共有することによって得られる情報に基づき、施設代表者会などの機会を通して事業所へ助言指導していきます。

都が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込みと、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制の有無及びその実施回数見込みを活動指標として設定します。

○障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

（年間あたり）

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
参加人数	12	5	8	6(6)	8(6)	(6)

括弧内は見込み値

○障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

（年間あたり）

区分	第７期（見込み）		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
体制の有無	有	有	有
実施回数	１（1）	１（1）	（1）

括弧内は見込み値

2 事業量の見込み

事業量の見込みは、国から示された推計方法による、実績値に基づく事業量を基本としつつ、地域の状況や利用実態等に鑑み算出しています。

（1）訪問系サービス

○居宅介護

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

（月あたり）

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	121	132	127	113（143）	116（148）	（154）
利用時間数（時間）	1,397	1,561	1,611	1,478（1,716）	1,420（1,776）	（1,848）
実利用者一人あたりの平均利用時間	11.55	11.86	12.69	13.08	12.24	

各年度３月実績、括弧内は見込み値

○重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする人に、居宅で入浴・排せつ・食事等の介護、家事援助、外出中の移動介護などを総合的に行います。

（月あたり）

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	20	20	21	22(20)	22(20)	(20)
利用時間数（時間）	7,374	7,305	7,464	7,890（7,400）	7,604(7,400)	（7,400）
実利用者一人あたりの平均利用時間	368.7	365.25	355.43	358.64	345.64	

各年度３月実績、括弧内は見込み値

○同行援護

視覚障害により移動に著しい困難がある方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他必要な援助を行います。

（月あたり）

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	25	30	30	28（30）	32（30）	（30）
利用時間数（時間）	584	645	691	572（660）	757（660）	（660）
実利用者一人あたりの平均利用時間	23.36	21.50	23.03	20.43	23.66	

各年度３月実績、括弧内は見込み値

○行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする方に、行動する際に生じうる危険を回避するための援護、外出時の移動の介助などの援助を行います。

（月あたり）

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	27	29	28	27（31）	35（33）	（34）
利用時間数（時間）	809	896	869	878（930）	963（990）	（1,020）
実利用者一人あたりの平均利用時間	29.96	30.90	31.34	32.52	27.51	

各年度３月実績、括弧内は見込み値

○重度障害者等包括支援

意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

（月あたり）

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	0	0	0	0（0）	0（0）	（0）
利用時間数(時間)	0	0	0	0（0）	0（0）	（0）

各年度３月実績、括弧内は見込み値

【訪問系サービスの見込量確保に向けての方策】

○見込まれるサービス利用量の増加に対応するため、地域の事業所と連携して福祉人材の確保及び養成の支援に努めます。

○サービスの質の向上や福祉人材のスキルアップのため、研修情報の提供や地域自立支援協議会主催の講演会等を実施します。

（2）日中活動系サービス

○生活介護

常時介護を必要とする人障害者支援施設等で入浴・排せつ及び食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

（月あたり）

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	253(248)	257	263	258（265）	269（269）	（273）
利用時間数（日）	5,292(5,096)	5,377	5,014	4.947（5,565）	5,365(5,649)	（5,733）
実利用者一人あたりの平均利用日数	20.92	20.92	19.06	19.17	19.94	

各年度３月実績、括弧内は見込み値

○自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な身体障害者等に、一定期間、必要な訓練を行います。

（月あたり）

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	3	4	2	1(3)	2(3)	(3)
利用時間数（日）	35	57	34	10（51）	28（51）	（51）
実利用者一人あたりの平均利用日数	11.67	14.25	17	10.00	14.00	

各年度３月実績、括弧内は見込み値

○就労選択支援

障害のある人が就労先、働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性に合った選択の支援を行います。

（月あたり）

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	－	－	－	－	０（40）	（40）

令和７年 10 月施行、令和７、８年度は年度末（３月）見込み

○自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な知的障害者、精神障害者に、一定期間、必要な訓練を行います。

（年間あたり）

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	27	33	31	34（38）	31（41）	（44）
利用時間数（日）	276	343	310	311（418）	307（451）	（528）
実利用者一人あたりの平均利用日数	10.22	10.39	10	9.15	9.90	

各年度３月実績、括弧内は見込み値

○就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、生産活動等を通じて、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援等を行います。

（月あたり）

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	37	38	40	45（47）	48（50）	（53）
利用時間数（日）	676	728	688	787（893）	864（950）	（1,007）
実利用者一人あたりの平均利用日数	18.27	19.16	17.2	17.49	18.00	

各年度３月実績、括弧内は見込み値

○就労継続支援（Ａ型）

一般企業等への就労が難しい人に、生産活動等の提供その他就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。Ａ型は利用者と事業者が雇用契約を結び、最低賃金法が適用されます。

（月あたり）

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	20	21	21	16（21）	19（21）	（21）
利用時間数（日）	416	452	414	308（441）	346（441）	（441）
実利用者一人あたりの平均利用日数	20.8	21.52	19.71	19.25	18.21	

各年度３月実績、括弧内は見込み値

○就労継続支援（Ｂ型）

一般企業等への就労が難しい人に、生産活動等の提供その他就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。Ｂ型は雇用契約を結ばずに生産活動や就労のための訓練を行います。

（月あたり）

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	335(349)	337(362)	348(375)	368（342）	382（345）	（348）
利用時間数（日）	5,750(5,584)	5,917(5,792)	5,483(6,000)	5.608(6,156)	6,148（6,210）	（6,264）
実利用者一人あたりの平均利用日数	17.16	17.56	15.76	15.24	16.09	

各年度３月実績、括弧内は見込み値

○就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人の就労の継続を図るため、企業や障害福祉サービス事業者等との連絡調整や、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での相談、指導及び助言等の支援を行います。

（年あたり）

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	23(15)	30(20)	24(27)	44（30）	22（34）	（38）

各年度末(３月)時点での実績

○療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、昼間、病院において機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行います。

（月あたり）

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	15	14	15	16(15)	17(15)	(15)

各年度３月実績、括弧内は見込み値

○短期入所（福祉型・医療型）

居宅で介護を行う人が病気などの理由で介護できない場合に、短期間施設に入所して、入浴、排せつ及び食事の介護等の必要な支援を行います。

（月あたり）

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	27(46)	34(50)	36(54)	39（46）	42（50）	（54）
利用時間数（日）	191(335)	243(364)	265(393)	312（322）	213（350）	（378）
実利用者一人あたりの平均利用日数	7.11	7.15	7.36	8.00	5.07	

各年度３月実績、括弧内は見込み値

【日中活動系サービスの見込量確保に向けての方策】

○福祉人材の不足により、利用者の需要に対応できない状況について、事業所と連携して人材の確保に努めます。

○障害のある人の高齢化・重度化に伴う利用者の増加や、特別支援学校等の卒業生の進路希望の増加による生活介護の定員の不足が予想されます。利用者の希望するサービスの提供体制の確保のため、定員拡充などの働きかけについて検討していきます。

○自立訓練については、障害のある人が地域で自立した生活を営めるよう、必要な訓練の充実を図ります。

○就労移行支援については、市内事業所の利用が減少しているため、利用者のニーズの把握に努めます。また就労継続支援については、新型コロナウイルス感染症の影響により生産活動等の減少が見受けられることから、市内事業所や地域自立支援協議会の就労部会、就労支援室と連携し、

農福連携の取組など新たな生産活動の開拓を図ります。就労定着支援においては、一般就労へ移行した人の定着率の向上を目指します。

〇短期入所は家族の高齢化や緊急時の対応など、ニーズの増加が見込まれます。地域生活支援拠点の整備とともに必要な提供体制の確保に努めます。

（３）居住系サービス

〇自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から地域での一人暮らしに移行した人などに対し、定期的又は随時の訪問、相談対応等により生活状況を把握し、必要な助言及び関係機関との連絡調整等の援助を行います。

（月あたり）

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	0	1	0	0(1)	0(1)	(1)

各年度３月実績、括弧内は見込み値

〇共同生活援助

地域での共同生活に支障のない人に、主に夜間において、共同生活を営む住居において相談や日常生活の援助を行います。

（月あたり）

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	170	191	202	216（203）	225（210）	（217）

各年度３月実績、括弧内は見込み値

○施設入所支援

障害者支援施設に入所する障害者に対し、主として夜間に入浴・排せつ及び食事等の介護その他日常生活上の支援を行います。

（月あたり）

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	94	94	92	90（91）	93（90）	（89）

各年度３月実績、括弧内は見込み値

【居住系サービスの見込量確保に向けての方策】

○自立生活援助は、市内に事業を提供する事業所がないため、事業者の新規開設を促し、一人暮らしの人などへの支援を行うとともに、入所施設や長期入院からの地域移行を推進します。

○共同生活援助については、新規事業所の開設が続き、定員が増加していますが、一方で支援の質の確保が課題となっています。東京都と連携しながら運営状況を確認、助言を行い、適切な運営ができるよう促します。また、日中サービス支援型指定共同生活援助については、地域自立支援協議会において定期的に事業の実施状況等の評価及び必要な要望・助言等を行います。利用者のニーズ把握に努め、本市における事業所の定員数も勘案しながら、地域で必要とされる見込み量の確保に努めます。

○施設入所支援については、基本方針としての地域移行の推進と当事者及びその家族の希望との調整を図りながら、施設入所の支援を行います。

（4）特定相談支援と地域相談支援

〇計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用する人に、その人の状況に適したサービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡調整、モニタリング等の支援を行います。

〇地域移行支援

入所施設からの退所や精神科病院等からの退院に当たって支援を要する人に、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、住居の確保その他の地域における生活に移行するための支援を行います。

〇地域定着支援

居宅において単身で生活している人や家族と同居していても緊急時の支援が見込めない人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時における相談等の支援を行います。

（月あたり）

利用件数 （件）	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画相談支援	120	135	136	146（155）	140（168）	（182）
地域移行支援	0	0.17	0.83	0.33（1）	0.17（2）	（2）
地域定着支援	0	0	0	0（1）	0（1）	（1）

各年度月平均実績（計画相談支援はモニタリング利用件数を含む）

【相談支援事業の見込量確保に向けての方策】

〇相談支援専門員の不足が見込まれるため、新規事業者の参入や研修の受講を積極的に促し、見込み量の確保に努めます。

〇地域自立支援協議会と相談事業所部会との連携により、地域の課題抽出やケース検討による質の向上を図ります。

〇施設や病院に長期入所・長期入院している人が安心して地域での生活に移行できるよう、事業所と協力して支援に努めます。

（５）地域生活支援事業

■必須事業

①　理解促進研修・啓発事業

障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し，共生社会の実現を図ることを目的として、障害のある人等に対する地域住民の理解を深めるための研修・啓発事業を行います。本市においては、当事者団体が実施する障害、難病疾患等の啓発事業に対して、その事業費の一部を補助しています。

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

②　自発的活動支援事業

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な活動の支援を行い、共生社会の実現を図る事業です。

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
自発的活動支援事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

③－１　障害者相談支援事業

障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。本市では、市内２箇所の事業者に委託し、実施しています。

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
障害者相談支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

③－２　基幹相談支援センター等機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置し、相談支援機能の強化を図ります。本市では障害福祉課に精神保健福祉士を配置しています。

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施	―	―

③－３　住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援する事業です。

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

④　成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害または精神障害がある人に対し、権利擁護の視点から成年後見制度の利用支援を行います。

（年間あたり）

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
成年後見制度利用件数	5	0	1	1(1)	1(1)	(1)

⑤　成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする事業です。

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
成年後見制度法人後見支援事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

⑥　意思疎通支援事業

聴覚・言語・音声機能障害等で意思疎通に支障のある方に、手話通訳者・要約筆記者等を派遣します。また、障害福祉課等の窓口においては通信機器を利用した遠隔手話サービスを提供します。

（年間あたり）

区分(件)	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
手話通訳	572(350)	616(350)	621(350)	624（650）	661（650）	（650）
要約筆記	6(20)	4(20)	1(20)	1（4）	0（4）	（4）

⑦　日常生活用具給付等事業

様々な障害に応じた自立生活支援用具等の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。

（年間あたり）

区分(件)	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
介護・訓練支援用具	5	5	12	7（5）	2（5）	（5）
自立生活支援用具	12	22	17	11（20）	6（20）	（20）
在宅療養等支援用具	8	10	7	7（10）	9（10）	（10）
情報・意思疎通支援用具	10	18	15	17（14）	10（14）	（14）
排泄管理支援用具	2,191	2,385	2,450	2,476（2,400）	2501（2,400）	（2,400）
住宅改修	16	7	0	6（7）	1（7）	（7）

⑧　手話奉仕員養成事業

聴覚障害者を支援する手話奉仕員及び通訳登録者の養成講習を市が実施します。視覚障害者のための点訳奉仕員の養成講座、及び夜間開催の手話奉仕員養成講習をさいわい福祉センターにて実施します。

（年間あたり）

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
養成講習修了者数	17	34	48	47（67）	39（67）	（67）

⑨　移動支援事業

屋外での移動に困難のある障害者に対し、外出のための援助を行うことで、自立生活と社会参加を支援します。

（年間あたり）

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実施個所	69	69	52	47（55）	46（58）	（61）
実利用者数	242	223	239	238（230）	225（235）	（240）
ひと月あたりの平均利用時間数	1,472	1,461	1,685	1,749（1650）	1,632（1660）	（1670）

⑩　地域活動支援センター

障害者等に創作的活動・生産活動の機会の提供や、社会交流の促進を行い障害のある人の地域活動を支援するとともに、地域における相談・支援窓口としての機能を担います。

【地域活動支援センターの種類】

Ⅰ型：専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施し、相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けており、１日あたりの実利用人員が概ね 20 名以上であることが条件。

Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施し、１日あたりの実利用人員が概ね 15 名以上であることが条件。

（年間あたり）

区分		第６期（実績）			第７期（見込み）		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
Ⅰ型	実施個所数	1	1	1	1（1）	1（1）	（1）
	実利用者数	59	93	84	73（100）	53（100）	（100）
Ⅱ型	実施個所数	1	1	1	1（1）	1（1）	（1）
	実利用者数	23	23	20	17（25）	16（25）	（25）

⑪　訪問入浴事業

在宅の重度身体障害者で、通所により入浴サービスを受けることが困難であり、また、自宅の浴室においても入浴ができない者に対し、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図るため、自宅へ専用の浴槽を持参し入浴の支援を行います。

（月あたり）

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	1	1	1	1(1)	1(1)	(1)
利用回数	4	4	4	4(4)	4(4)	(4)

⑫　日中一時支援

障害者に日中活動する場を提供するとともに、家族の緊急時やレスパイトのニーズに対応します。

（年間あたり）

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実施個所	6	6	6	6(6)	6(6)	(6)
実利用者数	177	163	197	196（150）	143（150）	（150）

⑬　点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難である障害のある人等のために、音声訳した市報（声の広報）を希望者に送付します。また、障害等により市のホームページの閲覧が困難な人に対し、ホームページに読み上げ機能や文字拡大機能を付加し、情報入手を可能とします。

区分	第６期（実績）			第７期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
点字・声の広報等発行事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【地域生活支援事業の見込量確保に向けての方策】

①　理解促進研修・啓発事業

引き続き当事者団体が実施する障害、難病疾患等の啓発事業に対して、その事業費の一部を補助することにより、障害のある人等への理解を深める支援を行います。

②　自発的活動支援事業

現在事業を実施していないため、事業実施の方策について調査していきます。

③　障害者相談支援事業

引き続き地域活動支援センターにおいて相談支援事業を実施するとともに、基幹相談支援センターの設置を進め、地域の相談支援体制の充実を図ります。住宅入居等支援事業については現在事業を実施していないため、事業実施の方策について調査していきます。

④　成年後見制度利用支援事業

地域の成年後見制度中核機関である東久留米市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、首長申立と第三者後見人への報酬助成制度を積極的に運用して、制度利用を推進します。

⑤　成年後見制度法人後見支援事業

現在事業を実施していないため、事業実施の方策について調査していきます。

⑥　意思疎通支援事業

市の養成講習等の実施により、必要な手話通訳者の確保に努めます。また、市の窓口においては遠隔手話サービスの提供によりコミュニケーションを支援します。

⑦　日常生活用具給付等事業

引き続き障害に応じた自立生活支援用具等の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。また、用具の対象品目や範囲については、随時検討します。

⑧　手話奉仕員養成研修事業

手話講習会（入門、基礎、応用、通訳養成）の実施により手話通訳者の養成を行うとともに普及啓発を図ります。

⑨　移動支援事業

福祉人材の不足が見込まれるため、事業所と連携して人材の確保に努めるとともに、より利用しやすい制度となるよう適宜利用要件等の見直しを行います。

⑩　地域活動支援センター機能強化事業

引き続き障害のある人の地域活動を支援するとともに、地域における相談・支援窓口としての機能を担うべく、地域のニーズを把握し、プログラムの充実を図ります。

⑪　訪問入浴事業

引き続き、必要なサービス量の確保に努めます。

⑫　日中一時支援

福祉人材の不足が見込まれるため、事業所と連携して人材の確保に努めるとともに、より利用しやすい制度となるよう適宜利用要件等の見直しを行います。

⑬　点字・声の広報等発行事業

引き続き事業を実施し、情報入手が困難な人への支援を行います。

～青年・成人期の余暇活動について～

児童に対する放課後等の「自立支援と日常生活の充実のための活動」「創作活動」「地域交流の機会の提供」「余暇の提供」に関する支援としては「放課後等デイサービス」が児童福祉法に定められていますが、成人に対する日中活動終了後の余暇活動に関する支援については、同様なサービスが定められておりません。

青年・成人期における日中活動終了後の過ごし方については、休息の時間に配慮したうえで、本人の希望により選択できる活動の場の提供が望まれています。

こうした状況を踏まえ、市では、令和元年度より市内で青年・成人期の余暇活動に関する支援を提供する事業者に対し、活動の場としてさいわい福祉センターの施設貸出を開始しており、また新たな活動の場の確保についても模索しています。

今後も国や都の動向を注視するとともに、生涯学習や地域生活支援拠点の考え方も踏まえ、本市における青年・成人期の余暇活動について地域自立支援協議会などで調査研究していきます。

東久留米市第３期障害児福祉計画
ＰＤＣＡ表

1　令和８年度に向けた目標の設定

障害児通所支援等の提供体制の確保に関する事項について、国の基本指針に即し、地域の実情に応じて、令和８年度における目標を定め、計画を推進します。

（１）重層的な地域支援体制の構築　●●●●●●

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和８年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１箇所以上設置することを基本とするとされています。

本市においては、児童発達支援センターわかくさ学園を地域における中核的な支援施設として位置づけ、事業所連絡会の開催や研修の実施など、地域で障害児通所支援事業等を実施する事業所と緊密な連携を図りながら、重層的な障害児通所支援の体制整備を進めます。

また、児童発達支援センターわかくさ学園で実施している巡回相談や保育所等訪問支援事業等を活用しながら、本市における療育の向上と障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に努めていきます。

（２）関係機関と連携した支援　●●●●●●

障　　害

児の早期の発見、支援並びに健全な育成を進めるため、児童発達支援センターわかくさ学園で行っている相談事業、親子療育事業と、健康課が行っている乳幼児健診、発達健診時での連携を充実し、早期療育につなげていきます。

また、就学時に庁内及び教育・医療等関係機関と連携し、それぞれの児童に最適な教育が提供できるように支援します。

就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、教育機関、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所と連携を図り、成人期も含めた切れ目のない支援体制の構築に努めていきます。

（３）特別な支援が必要な児童に対する支援体制の整備

重症心身障害児や医療的ケア児等が、身近な地域で必要な支援を受けられるように、課題の整理や地域資源の開発を行いながら、支援体制の充実を図ります。

国の基本指針では、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和８年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１箇所以上確保することを基本とするとされています。本市においては児童発達支援センターわかくさ学園において支援を行っていますが、特に放課後等デイサービス事業所について、事業者への働きかけを行うなど、事業所の確保に努めます。

医療的ケア児に関しては、地域自立支援協議会を関係機関等が連携を図るための協議の場としています。令和４年度に定めた東久留米市医療的ケア児受入方針を基に、公の各施設において医療的ケアの実施に関するガイドライン等を定めており、これに基づく支援を継続していきます。また、関係部署による連携を進めるとともに、多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるべく、コーディネーターを配置し、支援のための地域づくりを推進します。

○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

区分	第２期（実績）			第３期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
コーディネーター数	3(3)	2(4)	3(4)	2(3)	2(3)	(3)

2 事業量の見込み

事業量の見込みは、国から示された推計方法による、実績値に基づく事業量を基本としつつ、地域の状況や利用実態に鑑み算出しています。

○児童発達支援

未就学児に、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

（月あたり）

区分	第２期（実績）			第３期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数(人)	83	109	119	126（115）	123（123）	（131）
利用日数(日)	767	1,009	1,121	1.125（1,380）	1,038（1,476）	（1,572）
実利用者一人あたりの利用日数	9.24	9.26	9.42	8.93	8.44	

各年度３月実績、括弧内は見込み値

○放課後等デイサービス

就学児に、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

（月あたり）

区分	第２期（実績）			第３期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数(人)	203	226	241	266（254）	263（268）	（282）
利用日数(日)	2,727	2,977	2,791	3.136（3,556）	3,067（3,752）	（3,948）
実利用者一人あたりの利用日数	13.43	13.17	11.58	11.79	11.66	

各年度３月実績、括弧内は見込み値

○居宅訪問型児童発達支援

重度の障害により通所支援を受けるために外出することが著しく困難である未就学児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

（月あたり）

区分	第２期（実績）			第３期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数(人)	0	0	0	1（0）	0（0）	（0）
利用日数(日)	0	0	0	5（0）	0（0）	（0）

各年度３月実績、括弧内は見込み値

〇保育所等訪問支援

保育所等を利用している児童が、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問し支援します。

（月あたり）

区分	第２期（実績）			第３期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数(人)	26	20	19	22（20）	19（22）	（24）
利用日数(日)	138	92	98	75（100）	111（110）	（120）
実利用者一人あたりの利用日数	5.31	4.6	5.16	3.41	5.84	

年度３月実績、括弧内は見込み値

〇障害児相談支援

障害児通所支援を利用する人に、その人の状況に適したサービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡調整、モニタリング等の支援を行います。

（月あたり）

区分	第２期（実績）			第３期（見込み）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
障害児相談支援	37	42	45	49（58）	59（68）	（80）

【児童系サービスの見込量確保に向けての方策】

〇利用者のニーズの増加が引き続き見込まれるなか、サービスの質の確保が課題となっています。地域自立支援協議会の子ども部会や事業所間の情報交換、東京都と市の合同による実地指導等により、サービスの質の向上を目指すとともに、必要な事業量の確保に努めます。

〇相談支援専門員の不足が見込まれるため、新規事業者の参入や研修の受講を積極的に促し、見込み量の確保に努めます。